

Q & A

- Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？
従来の申込み方法から変更はありますか？
- A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含めて3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要なに応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。
- Q 新制度になると保育料は上がるのですか？
- A 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、町が地域の実情に応じて定めることとなります。
- Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？
- A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。
- Q 認定こども園のメリットは何ですか？
- A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。



お問い合わせ

福崎町教育委員会 学校教育課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1
電話: 0790-22-0560 (内線251) ファックス: 0790-22-0630



「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年4月から スタートします！



子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、消費税の増収分の一部を財源に、平成27年4月からスタートする予定です。

福 崎 町

新制度の目的



新制度で変わる教育・保育の場

幼稚園・保育所に加え、「認定こども園」の普及が図られます

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です

地域型保育

幼稚園・保育所などの施設より少人数（19人以下）の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です



多様な子育て支援の充実

すべての子育て家庭のため、地域の子育て支援の充実が図られます

地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を充実させていきます

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます

病児保育

病気の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります

利用者支援

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供、相談や援助などをしていきます

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取組です
※小学校6年生までが対象となります

これらの中から

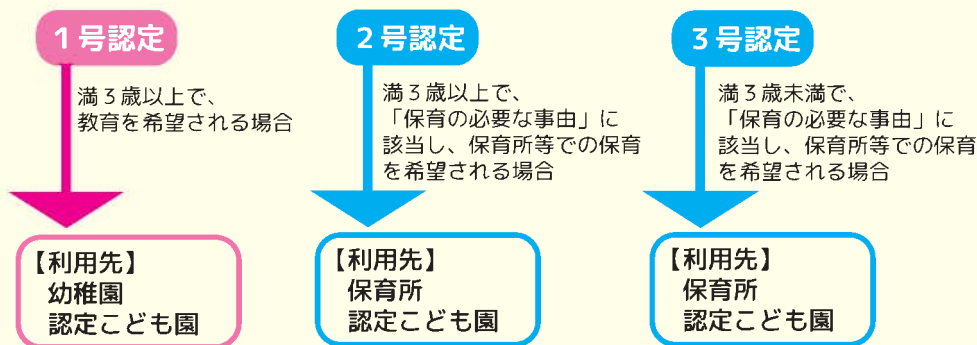
市町村が地域のニーズに見合ったものを実施していきます

新制度では、市町村が地域の子育て家庭の状況やニーズを把握し、新制度で行う事業の中から地域のニーズに見合ったものを実施していくことになっています。福崎町でも、子ども・子育て会議での審議を重ねながら、どのような事業がどの程度、これからの福崎町で必要とされているかを検討しているところです。



新制度の利用の流れ

1. 利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます



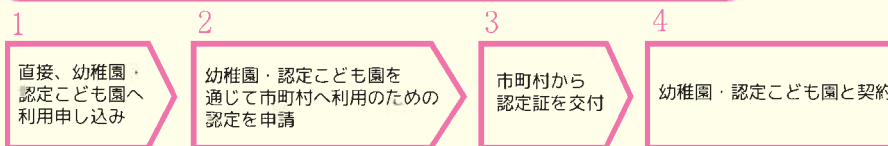
※「保育の必要な事由」⇒次のいずれかに該当することが必要です

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院等している親族の介護、看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDV等のおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



2. 利用手続き

幼稚園・認定こども園で教育を希望の場合（1号認定）



保育所等で保育を希望の場合（2・3号認定）

